

岩手県告示第510号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成26年7月1日から同年8月1日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。

平成26年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 農事組合法人二戸地域環境保全組合 二戸市下斗米字婦子葉平60番地13

(2) 代表者の氏名 下斗米 晋

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 岩手県二戸市米沢字妻子窪45番1及び45番3並びに下斗米字婦子葉平60番13

3 産業廃棄物処理施設の種類の種類 産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の種類 動物のふん尿（鶏ふんに限る。）

5 申請年月日 平成26年3月13日